# 現行学習指導要領等の抜粋

・幼稚園教育要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••• 1
・小学校学習指導要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••• 3
・中学校学習指導要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
・高等学校学習指導要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••11
・特別支援学校幼稚部教育要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 24
・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 ・・・・・・・	• • 25
・特別支援学校高等部学習指導要領 ・・・・・・・・・・・	• • 27
※平成 20 年、21 年改訂の教育要領、学習指導要領の「第1章 総則」署	部分を抜粋

# ●幼稚園教育要領

#### 第1章 総則

# 第1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1. 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2. 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な 学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが 総合的に達成されるようにすること。
- 3. 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際,教師は,幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と 予想に基づき,計画的に環境を構成しなければならない。この場合において,教師は, 幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ,物的・空間的環境を構成しな ければならない。また,教師は,幼児一人一人の活動の場面に応じて,様々な役割を果 たし、その活動を豊かにしなければならない。

# 第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並び にこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼 稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

1. 幼稚園生活の全体を通して第 2 章に示すねらいが総合的に達成されるよう,教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては,特に,自我が芽生え,他

者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を 踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できる ように配慮しなければならないこと。

- 2. 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- 3. 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は,4時間を標準とすること。ただし,幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

# 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

#### ●小学校学習指導要領

#### 第1章 総則

# 第1 教育課程編成の一般方針

1. 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2. 学校における道徳教育は,道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり,道徳の時間はもとより,各教科,外国語活動,総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて,児童の発達の段階を考慮して,適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓(ひら)く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

3. 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連

携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯 を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければな らない。

# 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1. 第2章以下に示す各教科,道徳,外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は,特に示す場合を除き,いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2. 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3. 第2章以下に示す各教科,道徳,外国語活動及び特別活動及び各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 4. 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は,2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては,これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ,2 学年間を見通して計画的に指導することとし,特に示す場合を除き,いずれかの学年に分けて,又はいずれの学年においても指導するものとする。
- 5. 学校において 2 以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には,各 教科, 道徳, 外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で, 各教科, 道 徳, 外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことがで きる。

#### 第3 授業時数等の取扱い

- 1. 各教科,道徳,外国語活動,総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。
- 2. 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内

容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

- 3. 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数 を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定め るものとする。
- 4. 各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、 創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。
- 5. 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

# 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、 調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
  - (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
  - (2) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。
  - (3) 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにすること。
  - (4) 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。
- 2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。
  - (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
  - (3) 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい 人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。
  - (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。
  - (5) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来に

ついて考えたりする機会を設けるなど工夫すること。

- (6) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
- (8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。
- (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (11) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

#### ●中学校学習指導要領

# 第1章 総則

# 第1 教育課程編成の一般方針

1. 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2. 学校における道徳教育は,道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり,道徳の時間はもとより,各教科,総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて,生徒の発達の段階を考慮して,適切な指導を行わなければならない。道徳教育は,教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき,人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭,学校,その他社会における具体的な生活の中に生かし,豊かな心をもち,伝統と文化を尊重し,それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し,個性豊かな文化の創造を図るとともに,公共の精神を尊び,民主的な社会及び国家の発展に努め,他国を尊重し,国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓(ひら)く主体性のある日本人を育成するため,その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

3. 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域

社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

# 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1. 第2章以下に示す各教科,道徳及び特別活動の内容に関する事項は,特に示す場合を除き,いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2. 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3. 第2章以下に示す各教科,道徳及び特別活動並びに各学年,各分野又は各言語の内容に 掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校 においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 4. 学校において 2 以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各 教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序 によらないことができる。
- 5. 各学校においては、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合にあっては、地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成するものとする。
- 6. 選択教科の内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性 等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めるものとする。その 際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。
- 7. 各学校においては、第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

#### 第3 授業時数等の取扱い

1. 各教科,道徳,総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし, 1及び3において,特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。) の授業は,年間35週以上にわたって行うよう計画し,週当たりの授業時数が生徒の負担 過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等(特別活動を除く。)や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

- 2. 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- 3. 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。
- 4. 各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、 創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。
- 5. 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

# 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
  - (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
  - (2) 各教科の各学年,各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。
- 2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。
  - (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
  - (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

- (4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう,学校の教育活動全体を通じ,計画的,組織的な進路指導を行うこと。
- (5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を 考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、 ガイダンスの機能の充実を図ること。
- (6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。
- (7) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- (8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
- (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。
- (10) 各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- (13) 生徒の自主的, 自発的な参加により行われる部活動については, スポーツや文化 及び科学等に親しませ, 学習意欲の向上や責任感, 連帯感の涵養等に資するものであり, 学校教育の一環として, 教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際, 地域や学校の実態に応じ, 地域の人々の協力, 社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。
- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

#### ●高等学校学習指導要領

# 第1章 総則

# 第1款 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示す ところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程 や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を 編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯

を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験 的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、 望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

# 第2款 各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる下記 2 から 5 までに示す各教科に属する科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)及び総合的な学習の時間の単位数の計は、第 3 款の 1、2 及び 3 の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて 74 単位以上とする。単位については、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第 7 款の定めるところによるものとする。

2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数 各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教	科	等	2	科	目		標 単位数	教	科		等		科	目		標 単位数
			玉	語	総	合	4	保	健	体	育	体			育	$7 \sim 8$
			玉	語	表	現	3					保			健	2
玉		語	現	代	文	A	2					音	긜	終	I	2
			現	代	文	В	4					音	当	終	II	2
			古	中	Į.	A	2					音	긜	終	$\mathbf{III}$	2
			뇁	市	Ė	В	4					美	Û	行	I	2
			世	界	史	A	2					美	Î	行	$\Pi$	2
			世	界	史	В	4	芸			術	美	Ô	杅	Ш	2
地	理歷	史	日	本	史	A	2					I.	± ±	芸	I	2
			日	本	史	В	4					工	#	去	$\Pi$	2
			地	H	E	A	2					Ι.	<del>-</del>	去	${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	2
			地	尹	E	В	4					書	ì	首	Ι	2
			現	代	社	会	2					書	ì	首	П	2
公		民	倫			理	2					書	ì	首	Ш	2
			政	治	1 Breede	済	2					コ	ミュニ	ニケー	シ	2
			数	1		I	3					3	ン英語	吾基礎	k	
			数	77		$\Pi$	4					]	ミュニ	ニケー	シ	3
数		学	数	2		Ш	5					日、	ン英語	吾 I		
			数	A	<b>É</b>	A	2					7	ミュニ	ニケー	シ	4
			数	7	<b>#</b>	В	2	外	玉	1	語	<b>∃</b> 3	ン英語	吾Ⅱ		
			数	学	活	用	2					コ	3 - 2	ニケー	シ	4
			科	学と丿	、間生	活	2					∃ ,	ン英語	吾Ⅲ		
			物	理	基	礎	2					英	吾表明	見I		2
			物			理	4					英	語刻	長 現	$\Pi$	4
			化	学	基	礎	2					英	語	会	話	2
理		科	化			学	4					家	庭	基	礎	2
			生	物	基	礎	2	家			庭	家	庭	総	合	4
			生			物	4					生	活デ	ザイ	ン	4
			地	学	基	礎	2	情			報	社	会 2	上情	報	2
			地			学	4	0.000				情	報の	り科	学	2
			理	科課	題研	究	1	総	合的	ける	学					$3 \sim 6$
								習	0	時	間					

# 3 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科(専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。)において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

教	科	科目	教	科	科目
		農業と環境,課題研究,総 合実習,農業情報処理,作 物,野菜,果樹,草花,畜			テリアエレメント生産,デ ザイン技術,デザイン材料, デザイン史
農	業	産、農業経営、農業機械、 食品製造、食品化学、微生 物利用、植物バイオテクノ ロジー、動物バイオテクノ ロジー、農業経済、食品流 通、森林科学、森林経営、 林産物利用、農業土木設計、 農業土木施工、水循環、造 園計画、造園技術、環境緑 化材料、測量、生物活用、 グリーンライフ	商	業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス実務、マーケティング、商品開発、広告と販売促進、ビジネス経済、ビジネス経済、ビジネス経済、ビジネス経済に用、経済活動と法、簿記、財務会計I、財務会計I、原価計算、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミング、ビジネス情報管理
		工業技術基礎,課題研究, 実習,製図,工業数理基礎, 情報技術基礎,材料技術基礎,生産システム技術,工 業技術英語,工業管理技術, 環境工学基礎,機械工作, 機械設計,原動機,電子機 械,電子機械応用,自動車 工学,自動車整備,電気基 礎,電気機器,電力技術, 電子技術,電子回路,電子	水	産	水産海洋基礎,課題研究, 総合実習,海洋情報技術, 水産海洋科学,漁業,航海 ・計器,船舶運用,船用機 関,機械設計工作,電気理 論,移動体通信工学,海洋 通信技術,資源増殖,海洋 生物,海洋環境,小型船舶, 食品製造,食品管理,水産 流通,ダイビング,マリン スポーツ
I	業	計測制御,通信技術,電子情報技術,プログラミング技術,ハードウェア技術,コンピュータシステム技術,建築構造,建築計画,建築構造設計,建築施工,建築法規,設備計画,空気調和設備,衛生・防災設備,測量,土木基礎力学,土木構造設計,土土木施工,社会基盤工学,		庭	生活産業基礎,課題研究, 生活産業情報,消費生活, 子どもの発達と保育,子ど も文化,生活と福祉,リビ ングデザイン,服飾文化, ファッション造形基礎,フ ァッション造形,ファッションデザイン,服飾手芸, フードデザイン,食文化, 調理,栄養,食品,食品衛 生,公衆衛生
		工業化学,化学工学,地球環境化学,材料製造技術,工業材料,材料加工,セラミック化学,セラミック技術,セラミック工業,繊維製品,繊維・染色技術,染織デザイン,インテリア計画,インテリア装備,イン	看		基礎看護,人体と看護,疾病と看護,生活と看護,成人看護,老年看護,精神看護,在宅看護,母性看護,小児看護,看護の統合と実践,看護臨地実習,看護情報活用 情報産業と社会,課題研究,

教	科	科目	教	科	科 目
		情報の表現と管理,情報。	느		地学, 課題研究
		問題解決、情報テクノロミ	ブ		スポーツ概論, スポーツ I,
		ー,アルゴリズムとプロタ	グ		スポーツⅡ, スポーツⅢ,
		ラム, ネットワークシスラ	テー体	育	スポーツIV, スポーツV,
情	報	ム、データベース、情報	7		スポーツVI,スポーツ総合
		ステム実習,情報メディア	<b>,</b>		演習
		情報デザイン、表現メディ	1		音楽理論,音楽史,演奏研
		アの編集と表現,情報コン	一音	楽	究, ソルフェージュ, 声楽,
		テンツ実習			器楽,作曲,鑑賞研究
		社会福祉基礎, 介護福祉基	甚		美術概論,美術史,素描,
		礎, コミュニケーション打	支		構成, 絵画, 版画, 彫刻,
福	祉	術, 生活支援技術, 介護运	過 美	術	ビジュアルデザイン, クラ
		程,介護総合演習,介護等	起		フトデザイン,情報メディ
		習, こころとからだの理解	军,		アデザイン,映像表現,環
		福祉情報活用	377-3		境造形,鑑賞研究
		理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ,		-	総合英語, 英語理解, 英語
理	数	理数数学特論, 理数物理,	英	語	表現, 異文化理解, 時事英
de .		理数化学, 理数生物, 理数	汝		語

# 4 学校設定科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

#### 5 学校設定教科

- (1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育 課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科(以下「学校設 定教科」という。)及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合にお いて、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等につい ては、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるとこ ろによるものとする。
- (2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観,職業観

の育成

- イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

# 第3款 各教科・科目の履修等

- 1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
  - (1) すべての生徒に履修させる各教科・科目(以下「必履修教科・科目」という。) は 次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下 らないものとする。

ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学 I 」及び「コミュニケーション英語 I 」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。

- ア 国語のうち「国語総合」
- イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから 1 科目並びに「日本 史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから 1 科目
- ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
- エ 数学のうち「数学 I |
- オ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」とする。)又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- キ 芸術のうち「音楽 I」、「美術 I」、「工芸 I」及び「書道 I」のうちから1科目
- ク 外国語のうち「コミュニケーション英語 I」(英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。)
- ケ 家庭のうち「家庭基礎」,「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目
- コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目
- (2) 総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。
- 2 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、上記1のほか次のとおりとする。

(1) 専門学科においては、専門教科・科目(第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。)

について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商

業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

- (2) 専門教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。
- (3) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下この項において「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- 3 総合学科における各教科・科目の履修等
  - 総合学科における各教科・科目の履修等については、上記1のほか次のとおりとする。
  - (1) 総合学科においては,第 2 款の 5 の(2)に掲げる「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし,標準単位数は  $2\sim4$  単位とすること。
  - (2) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて 25 単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。

その際,生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう,体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに,必要に応じ,それら以外の各教科・科目を設け,生徒が自由に選択履修できるようにすること。

# 第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

- 1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間 (夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。) に行うことができる。
- 2 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。
- 3 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数に

ついては、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

- 4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするものとする。
- 5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- 6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の 一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする ことができる。
- 7 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。
- 8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の 実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動 をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

# 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
  - (1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。 また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該 科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示 したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導する ことができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活 動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないよう にするものとする。
  - (2) 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示

す場合を除き,指導の順序を示すものではないので,学校においては,その取扱いに ついて適切な工夫を加えるものとする。

- (3) 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。
- (4) 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。
- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、 調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

- (1) 各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。
- (2) 各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。
- (3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。
  - ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る ための学習機会を設けること。
  - イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。
  - ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目 等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。
- (4) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。

# 4 職業教育に関して配慮すべき事項

- (1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
- (2) 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。
  - ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分 確保するようにすること。
  - イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別

な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

- (3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、 進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習 を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の 人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。
- (4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。
  - ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることが できること。

この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。

- イ 農業,水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては,ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して,学習の効果を上げるよう留意すること。この場合,ホームプロジェクトについては,その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。
- ウ 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。
- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ 観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、 言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境 を整え、生徒の言語活動を充実すること。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。
- (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
- (4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学

校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

- (5) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。
- (6) 各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- (7) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
- (8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。
- (10) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- (13) 生徒の自主的,自発的な参加により行われる部活動については,スポーツや文化及び科学等に親しませ,学習意欲の向上や責任感,連帯感の涵養等に資するものであり,学校教育の一環として,教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際,地域や学校の実態に応じ,地域の人々の協力,社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。
- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

# 第6款 単位の修得及び卒業の認定

- 1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定
  - (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
  - (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修 し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合には、総合 的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
  - (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって 分割履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間につい て履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認 定を学期の区分ごとに行うことができる。
- 2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

# 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、第1款から第6款まで(第4款、第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。)に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間(1単位時間は,50分として計算するものとする。以下同じ。)数の標準は,1単位につき次の表のとおりとするほか, 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては,各学校が定めるものとする。

各教科・科目	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語, 地理歴史, 公民及び数 学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち 「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち 「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並	各教科・科目の必要	各教科・科目の必要
びに専門教科・科目	に応じて2~3	に応じて2~8

- 2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- 3 面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- 4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。
- 5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに 30 単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。

#### ●特別支援学校幼稚部教育要領

# 第1章 総則

# 第1 幼稚部における教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚部における教育は、学校教育法第72条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1. 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2. 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な 学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが 総合的に達成されるようにすること。
- 3. 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際,教師は,幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と 予想に基づき,計画的に環境を構成しなければならない。この場合において,教師は, 幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ,物的・空間的環境を構成しな ければならない。また,教師は,幼児一人一人の活動の場面に応じて,様々な役割を果 たし、その活動を豊かにしなければならない。

# 第2 幼稚部における教育の目標

幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し、 この章の第1に示す幼稚部における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、 生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1. 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2. 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や 習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。

# ●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

#### 第1章 総則

# 第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現する ために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に 努めなければならない。

- 1. 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2. 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3. 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

# 第2節 教育課程の編成

# 第1 一般方針

1. 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2. 学校における道徳教育は,道徳の時間を要(かなめ)として学校の教育活動全体を通じて行うものであり,道徳の時間はもとより,各教科,外国語活動,総合的な学習の時間,特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて,児童又は生徒の発達の段階を考慮して,適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓(ひら)く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

小学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係

を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。中学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

- 3. 学校における体育・健康に関する指導は、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、小学部の家庭科(知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科)、中学部の技術・家庭科(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては生活科)、中学部の技術・家庭科(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科)、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。
- 4. 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

#### ●特別支援学校高等部学習指導要領

#### 第1章 総則

# 第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第 72 条に定める目的を実現するために、 生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければな らない。

- 1. 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2. 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

# 第2節 教育課程の編成

# 第1款 一般方針

1. 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態、発達の段階及び特性等、地域や学校の実態並びに学科の特色を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2. 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての 自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関 する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、視 覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支 援学校においては、各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動 において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、 道徳の時間をはじめとして、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動にお いて、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢

献し未来を拓(ひら)く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性 を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

- 3. 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。
- 4. 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動)と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。
- 5. 学校においては、生徒の障害の状態、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵(かん)養に資するものとする。